四　提案に係る文化財の所有者の氏名又は名称及び住所
五　提案に係る文化財が建造物であるときは、その構造、形式及び大きさ並びに建設の年代又は時代
六　提案に係る文化財が建造物以外の有形文化財であるときは、その寸法、重量、材質その他の特徴
七　提案の理由
八　提案に係る文化財が該当すると思料する文部科学大臣が定める文化財登録原簿に文化財を登録する場合の基準及び当該基準に該当するものであることを示す当該文化財の特徴及び評価
九　その他参考となるべき事項

2　前項の提案書には、次に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。
一　提案に係る文化財の写真
二　提案に係る文化財が建造物であるときは、その敷地及び位置並びに当該敷地周辺の状況を示す図面（通常望見できる外観の範囲を表示したものに限る。）
三　提案に係る文化財が記念物（文化財保護法第二条第一項第四号に規定する記念物をいう。）であるときは、その土地の範囲を示す図面
四　提案者が所有者以外の者であるときは、所有者の意見書
五　その他参考となるべき書類、図面又は写真

附　則

この省令は、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律の施行の日（令和二年五月一日）から施行する。

○経済産業省令第四十三号

外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）の規定に基づき、輸出貿易管理規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年四月三十日

経済産業大臣　梶山　弘志

輸出貿易管理規則等の一部を改正する省令

（輸出貿易管理規則の一部改正）

第一条　輸出貿易管理規則（昭和二十四年通商産業省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（特別の許可及び承認の申請手続等） **第二条の二**　経済産業大臣は、必要があるときは、次の各号に掲げる手続について、この省令の規定にかかわらず、特別な手続を定めることができる。 一　法第四十八条第一項の規定による経済産業大臣の許可又は令第二条第一項の規定による経済産業大臣の承認を受ける手続 二　第一条の三の規定による経済産業大臣への届出の手続	（特別の許可及び承認の申請手続） **第二条の二**　経済産業大臣は、必要があるときは、法第四十八条第一項の規定による経済産業大臣の許可又は令第二条第一項の規定による経済産業大臣の承認を受ける手続について、第一条の規定にかかわらず、特別な手続を定めることができる。 ［新設］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（輸入貿易管理規則の一部改正）

第二条　輸入貿易管理規則（昭和二十四年通商産業省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（特別の承認の申請手続等） **第二条の四**　経済産業大臣は、必要があるときは、次の各号に掲げる手続について、この省令の規定にかかわらず、特別な手続を定めることができる。 一　令第四条第一項の規定による経済産業大臣の承認を受ける手続 二　令第九条第一項の規定による経済産業大臣の割当てを受ける手続 三　第二条の三の規定による経済産業大臣への届出の手続	（特別の承認の申請手続） **第二条の四**　経済産業大臣は、必要があるときは、令第四条第一項の規定による経済産業大臣の承認を受ける手続について、第二条の規定にかかわらず、特別な手続を定めることができる。 ［新設］ ［新設］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（貿易関係貿易外取引等に関する省令の一部改正）

第三条　貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（特別の許可の申請手続等） **第七条**　経済産業大臣は、必要があるときは、次の各号に掲げる手続について、この省令の規定にかかわらず、特別な手続を定めることができる。	（特別の許可の申請手続） **第七条**　経済産業大臣は、必要があるときは、居住者又は非居住者が法第二十五条第一項、第四項若しくは第五項又は令第六条第二項、第六条の二第四項、第十五条第二項、第十六条第二項、第十七条第二項、第十八条第四項若しくは第十八条の三第二項の規定による経済産業大臣の許可を受ける手続について、この省令の規定にかかわらず、特別な手続を定めることができる。